

## 「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」仕様書

### 1 事業名

歯科診療情報の標準化に関する実証事業

### 2 事業の目的

東日本大震災における身元不明遺体の身元確認については、身元不明遺体が有する歯科所見と歯科医療機関（歯科診療所、病院）が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が明確となった。しかし、津波等による歯科医療機関の崩壊や流出によって、歯科医療機関が所有する対象資料（歯科診療録やエックス線写真等）を収集することに困難を要したことや、身元確認を行うための標準化された歯科診療情報（以下、「標準化情報」という。）が明確でなく、身元確認作業に困難をきたした事例が見受けられた。

そのため、身元不明遺体の身元確認を効率的かつ効果的に実施するための標準化情報の整備を行う必要があることから、本事業においては、歯科医療機関が所有する電子カルテ等（電子レセプト含む。以下、「電子カルテ等」という。）の情報から抽出される標準化情報の有効性、妥当性等を実証することを目的とする。

### 3 委託する業務の内容

#### （1）標準化情報の実証

##### 1）検討委員会の設置・運営

歯科診療情報の標準化に関する事業（以下、「本事業」という。）を実施するに当たり、歯科保健分野等の有識者からなる委員会を設置し、事業を円滑に実施できる体制を整える

##### 2）事業企画・立案

###### ① 準化様式の決定

本事業実施に当たり、平成25年度に実施された「歯科診療情報の標準化に関する検討会」における報告書の内容（厚生労働省のHP掲載：<http://www.mhlw.go.jp>）や平成25年度受託事業者により提出された報告書等を踏まえ、身元不明遺体の身元確認を行うために必要となる標準化情報を検証し、標準化様式を作成する。標準化様式の作成にあつたては今後一般展開を視野に入れ、平成25年度に検証できていない乳幼児の歯牙情報、インターポールの災害犠牲者身元確認（DVI）プログラムとの互換性等も検証すること。

また、標準化様式の内容の決定については、平成26年度9月頃実施予定の「歯科診療情報の標準化に関する検討会」で了承を得ること。

###### ② 電子カルテ等を用いたシステムの構築

（1）1）①により決定された標準化様式を用いて本事業の協力を得られた歯科医療機関（以下、「協力機関」という。）の所有する電子カルテ等の情報（歯科治療情報、エックス線写真、口腔内写真等）から個人を検索し特定できる仕組みを構築すること。なお、当該事業において検索する情報には、個人情報を取り扱うもののため、個人情報の保護を十分に行える機能を有し、検索した歯科診療情報の活用においても個人情報の保護に十分な注意を払うこと。

### 3) 事業実施

1) 2) で検討された内容を踏まえ、標準化様式を用いて協力機関が所有する電子カルテ等の情報から個人を特定出来るよう本事業を実施する。

#### ① 説明会の開催

事業の実施に当たり、協力機関等の理解を得るため、事業実施内容及び事業実施に際しての注意点等に関して、協力機関等を対象とした説明会を開催する。

#### ② データの収集

本事業の効果を検証するため、協力機関等から実証結果等のデータを収集し、分析する。データの収集・分析に当たっては、個人情報の管理に十分に注意するとともに、流出・漏洩・盗難等の事故発生時には速やかに被害拡大等対策を講じ、厚生労働省に至急報告し、指示を受けること。

### 4) 結果検証

本事業において得られたデータを収集・分析し、標準化様式の有効性を検証する。標準化様式を検証するにあたっては、歯科医療分野の知見を用いて、診療現場にて使用されている歯科用語等を取りまとめ類型化し、標準化情報の有効性や妥当性を評価すること。

#### (2) 検討会への報告

平成26年度に厚生労働省にて「歯科診療情報の標準化に関する検討会」を年2回程度(9月、2月頃)開催する予定としており、受託者は本事業で得られた事業結果や検証結果をについて資料を提出すること。また、受託者は検討会にオブザーバーとして出席し、企画の内容等について報告を行う。

#### (3) 報告書の作成

(1) 1) ~ 3) で得られた内容及び、(2) で得られた意見等を踏まえ本事業にかかる報告書を作成し、平成27年3月31日までに歯科保健課まで提出すること(紙媒体10部及び電子媒体)。なお、報告書は原則A4で作成するものとする。

### 4 倫理的配慮

本事業の実施に当たっては「疫学研究に関する倫理指針」(平成20年12月1日文部科学省・厚生労働省)等の指針、ガイドラインを十分踏まえることとし、標準様式の作成及び事業の実施にあたっては倫理審査委員会の審査を受けるものとする。

参加者に関するデータを取り扱う際には、個人情報保護法及び関連するガイドライン等を踏まえて個人情報保護への十分な配慮を行うこととする。

その他、本計画を実施する上で必要な倫理的配慮を講じる。

5 契約期間 契約締結日～平成27年3月31日

6 経費 8,779,000円以内